

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
《省略用語例》 この通達において使用した省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示す。 措置法 …… 租税特別措置法（昭和32年法律第26号） 措置法令 …… 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号） 措置法規則 …… 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）	(同左)
目 次	目 次
〔措置法第69条の4（（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）関係）（省略）〕	〔措置法第69条の4（（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）関係）（同左）〕
〔措置法第69条の5（（特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例）関係）（省略）〕	〔措置法第69条の5（（特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例）関係）（同左）〕
〔措置法第70条第1項（（国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税等）関係）〕	〔措置法第70条第1項（（国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税等）関係）〕
70—1—1 <u>政府の出資により設立された法人等に対する贈与</u>	70—1—1 <u>日本道路公団等の公法人に対する贈与</u>
70—1—2～70—1—10 （省略）	70—1—2～70—1—10 （同左）
70—1—11 <u>負担が不当に減少する結果となると認められない場合</u>	70—1—11 <u>「負担が不当に減少する結果となると認められる」場合</u>
70—1—12～70—1—14 （省略）	70—1—12～70—1—14 （同左）
〔措置法第70条第3項（（特定公益信託の信託財産として相続財産に属する金銭を支出した場合の相続税の非課税）関係）（省略）〕	〔措置法第70条第3項（（特定公益信託の信託財産として相続財産に属する金銭を支出した場合の相続税の非課税）関係）（同左）〕
〔措置法第70条の3（（特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例）関係）（省略）〕	〔措置法第70条の3（（特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例）関係）（同左）〕

改 正 後	改 正 前
〔措置法第70条の3の2（（住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例））関係〕 （省略）	〔措置法第70条の3の2（（住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例））関係〕 （同左）
〔措置法第70条の3の3（（特定の贈与者から特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例））関係〕 （省略）	〔措置法第70条の3の3（（特定の贈与者から特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例））関係〕 （同左）
〔措置法第70条の3の4（（特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例））関係〕 （省略）	〔措置法第70条の3の4（（特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例））関係〕 （同左）
〔旧措置法第70条の3（（住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例））関係〕 （省略）	〔旧措置法第70条の3（（住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例））関係〕 （同左）
〔措置法第70条の4（（農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予））関係〕 （省略）	〔措置法第70条の4（（農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予））関係〕 （同左）
〔措置法第70条の5（（農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例））関係〕 （省略）	〔措置法第70条の5（（農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例））関係〕 （同左）
〔措置法第70条の6（（農地等についての相続税の納税猶予等））関係〕 （省略）	〔措置法第70条の6（（農地等についての相続税の納税猶予等））関係〕 （同左）
（附則） <u>（経過の取扱い）</u>	（附則） （新設）

改 正 後	改 正 前
〔措置法第70条第1項((国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税等))関係〕 (<u>政府の出資により設立された法人等</u>に対する贈与) 70—1—1 措置法第70条第1項に規定する「国」には、<u>政府の出資により設立された法人</u>を含まないものとし・・・ (「相続又は遺贈により取得した財産」の範囲) 70—1—5 措置法第70条第1項<u>又は第10項</u>の規定の適用がある「相続又は遺贈により取得した財産」には・・・ ・・・として措置法第70条第1項<u>又は第10項</u>の規定を適用することに取り扱うものとする。 (相続財産たる家屋の火災保険金等) 70—1—6 措置法第70条第1項<u>又は第10項</u>の規定の適用がある・・・ (相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない価額) 70—1—7 ・・・措置法第70条第1項<u>又は第10項</u>の規定を適用する場合・・・ (相続又は遺贈により取得した財産を著しく低い価額で国等に譲渡した場合) 70—1—8 ・・・同条第1項<u>又は第10項</u>に規定する贈与があったものとして取り扱う。 (香典返しに代えてする贈与) 70—1—9 ・・・措置法第70条第1項<u>又は第10項</u>の規定の適用はないのであるから留意する。	〔措置法第70条第1項((国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税等))関係〕 (<u>日本道路公団等の公法人</u>に対する贈与) 70—1—1 措置法第70条第1項に規定する「国」には、<u>日本道路公団等のように政府の出資により設立された公団等の公法人</u>を含まないものとし・・・ (「相続又は遺贈により取得した財産」の範囲) 70—1—5 措置法第70条第1項、<u>第10項又は第11項</u>の規定の適用がある「相続又は遺贈により取得した財産」には・・・ ・・・として措置法第70条第1項、<u>第10項又は第11項</u>の規定を適用することに取り扱うものとする。 (相続財産たる家屋の火災保険金等) 70—1—6 措置法第70条第1項、<u>第10項又は第11項</u>の規定の適用がある・・・ (相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない価額) 70—1—7 ・・・措置法第70条第1項、<u>第10項又は第11項</u>の規定を適用する場合・・・ (相続又は遺贈により取得した財産を著しく低い価額で国等に譲渡した場合) 70—1—8 ・・・同条第1項、<u>第10項又は第11項</u>に規定する贈与があったものとして取り扱う。 (香典返しに代えてする贈与) 70—1—9 ・・・措置法第70条第1項、<u>第10項又は第11項</u>の規定の適用はないのであるから留意する。

改 正 後	改 正 前
(被相続人の意思に基づいてする財産の贈与) 70— 1 —10 ……措置法第70条第 1 項又は第10項の規定の適用がない場合においても…… (削除) (負担が不当に減少する結果となると認められない場合) 70— 1 —11 贈与により財産を取得した措置法第70条第 1 項に規定する公益社団法人若しくは公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は同条第10項に規定する認定特定非営利活動法人が、相続税法施行令第33条第 3 項各号((人格のない社団又は財団等に課される贈与税等の額の計算の方法等))に掲げる要件を満たすときは、措置法第70条第 1 項に規定する「負担が不当に減少する結果となると認められる」場合に該当しないものとして取り扱う。 (注) 相続税法施行令第33条第 3 項各号に掲げる要件を満たすかどうかは、昭和39年 6 月 9 日付直審(資) 24ほか 1 課共同「贈与税の非課税財産(公益を目的とする事業の用に供する財産に関する部分) 及び持分の定めのない法人に対して財産の贈与等があった場合の取扱いについて」通達の記の第 2 の 14((相続税等の負担の不当減少についての判定))から 16((特別の利益を与えること))までに準じて取り扱うものとする。 (相続税の非課税規定に該当しないものについて証明書の提出があった場合) 70— 1 —12 措置法第70条第 1 項又は第10項の規定は、たとえ同条第 5 項に規定する書類の提出があった場合であっても、税務署長において同条第 1 項又は第10項に規定する要件を満たしていないと認めるときは、適用がないことに留意する。	(被相続人の意思に基づいてする財産の贈与) 70— 1 —10 ……措置法第70条第 1 項、第10項又は第11項の規定の適用がない場合においても…… (「負担が不当に減少する結果となると認められる」場合) 70— 1 —11 措置法第70条第 1 項に規定する「負担が不当に減少する結果となると認められる」場合については、昭和39年 6 月 9 日付直審(資) 24ほか 1 課共同「贈与税の非課税財産(公益を目的とする事業の用に供する財産に関する部分) 及び公益法人に対して財産の贈与等があった場合の取扱いについて」通達の記の第 2 の 14に準じて取り扱うものとする。 (新設) (相続税の非課税規定に該当しないものについて証明書の提出があった場合) 70— 1 —12 措置法第70条第 1 項、第10項又は第11項の規定は、たとえ同条第 5 項に規定する書類の提出があった場合であっても、税務署長において同条第 1 項、第10項又は第11項に規定する要件を満たしていないと認めるときは、適用がないことに

改 正 後	改 正 前
（「公益を目的とする事業の用に供する」ことの意義） 70— 1 —13 措置法第70条第 2 項又は第10項の規定により・・・例えば、<u>措置法第70条第 1 項</u>に規定する・・・ 〔措置法第70条の 3（（特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例）関係）〕 （定期借地権等の設定に際し保証金等の支払いがある場合） 70の 3— 7 借地権（借地借家法（平成 3 年法律第90号）第22条（（定期借地権））及び第24条（（建物譲渡特約付借地権））に規定する・・・ 〔措置法第70条の 4（（農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予）関係）〕 （特定市街化区域農地等の範囲） 70の 4— 2 ……都市計画法（昭和43年法律第100号）第 7 条第 1 項（（<u>区域区分</u>））に規定する・・・ （附則） （<u>経過の取扱い</u>） (1) この法令解釈通達による改正後の 70— 1 — 5（（「相続又は遺贈により取得した財産」の範囲））から 70— 1 —13（（「公益を目的とする事業の用に供する」ことの意義））までの取扱いは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）の施行の日（平成 20 年 12 月 1 日）から適用し、同日前については、なお従前の例による。	留意する。 （「公益を目的とする事業の用に供する」ことの意義） 70— 1 —13 措置法第70条第 2 項、<u>第10項又は第11項</u>の規定により・・・例えば、<u>同条第 1 項</u>に規定する・・・ 〔措置法第70条の 3（（特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例）関係）〕 （定期借地権等の設定に際し保証金等の支払いがある場合） 70の 3— 7 借地権（借地借家法（平成 3 年法律第90号）第22条（（定期借地権））及び<u>第23条</u>（（建物譲渡特約付借地権））に規定する・・・ 〔措置法第70条の 4（（農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予）関係）〕 （特定市街化区域農地等の範囲） 70の 4— 2 ……都市計画法（昭和43年法律第100号）第 7 条第 1 項（（<u>市街化区域及び市街化調整区域</u>））に規定する・・・ （附則） （新設）

改 正 後	改 正 前
(2) <u>所得税法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 23 号）附則第 88 条（（相続税の特例に関する経過措置）の規定により、なおその効力を有する同法第 8 条（（租税特別措置法の一部改正）の規定による改正前の租税特別措置法第 70 条第 11 項の規定の取扱いについては、「〔措置法第 70 条第 1 項（（国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税等）関係）に準じて取り扱う。なお、この場合において同通達中「措置法第 70 条第 1 項又は第 10 項」とあるのは「措置法第 70 条第 1 項、第 10 項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 23 号）附則第 88 条（（相続税の特例に関する経過措置）の規定により、なおその効力を有する同法第 8 条（（租税特別措置法の一部改正）の規定による改正前の租税特別措置法第 70 条第 11 項」と、同条第 1 項又は第 10 項」とあるのは「同条第 1 項、第 10 項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 23 号）附則第 88 条（（相続税の特例に関する経過措置）の規定により、なおその効力を有する同法第 8 条（（租税特別措置法の一部改正）の規定による改正前の租税特別措置法第 70 条第 11 項」と、措置法第 70 条第 2 項又は第 10 項の規定により準用する同条第 2 項（所得税法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 23 号）附則第 88 条（（相続税の特例に関する経過措置）の規定により、なおその効力を有する同法第 8 条（（租税特別措置法の一部改正）の規定による改正前の租税特別措置法第 70 条第 11 項の規定により準用する同条第 2 項を含む。））」と読み替えるものとする。</u> (3) <u>租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 20 年政令第 161 号）附則第 57 条（（相続税の特例に関する経過措置）第 4 項（同条第 6 項の規定により準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合には、70— 1 —14（（「同日においてなおその公益を目的とする事業の用に供していない場合」の意義））の取扱いについては、同通達中「2 年を経過した日」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 124 条（（公益目的支出計画の実施が完了したことの確認）の確認を受けた日）」と読み替えるものとする。</u>	